

みなし法人の皆さん、給付金の申請はお済みですか？ 1月の緊急事態宣言に関して 「事業継続一時支援給付金」を支給しています

市内で収益事業を営み、確定申告を行っている人格のない社団（みなし法人）については、2021年1月に発令された緊急事態宣言の影響を受け、売上が減少した場合でも国の「一時支援給付金」の対象外となることから、市独自の給付金を支給しています。

みなし法人とは

法人格を有さない任意の団体のうち「多数決により運営されている」「規約等により代表の方法・財産の管理方法等が定められている」など、一定の要件を満たす団体を指します。
例えば地域で物品を販売し、法人税を納付している任意団体などが該当します。

○対象者 次の全ての条件に該当する人格のない社団

①豊岡市内に主たる事業所を置き、2019年12月31日以前から収益事業を営んでいること。

②21年分または20年分の所得に係る確定申告を行っていること。

③21年1月7日に発令された緊急事態宣言に基づく「飲食店の営業時間の短縮」または「外出および移動の自粛」の影響により、21年1月から3月のうちいずれか1カ月の売上が、20年または19年の同月に比べて50%以上減少していること。

○給付金額 30万円(定額)

○申請方法

市ホームページまたは環境経済課窓口で申請書類を取得し、郵送または持参してください。

《申込み・問合せ》

環境経済課 ☎23-4480
〒668-8666 中央町
2番4号

市ホームページ



国民健康保険税・介護保険料の 減免申請期限を延長します

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等のための、国民健康保険税、介護保険料の減免制度は、申請期限を2021年3月31日としていましたが、諸事情により期限までに申請できなかった方については、期限後も申請を受け付けることとなりました。

制度の詳細については、令和2年度国民健康保険税納税通知書または、令和2年度介護保険料納入通知書に同封の案内文書か2020年7月25日発行の広報8月号、または市ホームページを確認してください。

《問合せ》国民健康保険税 税務課 ☎21-9045
介護保険料 高年介護課 ☎24-2401

市ホームページ



国民健康
保険税



介護保険料

新型コロナウイルス感染症関連情報



認証ロゴマーク

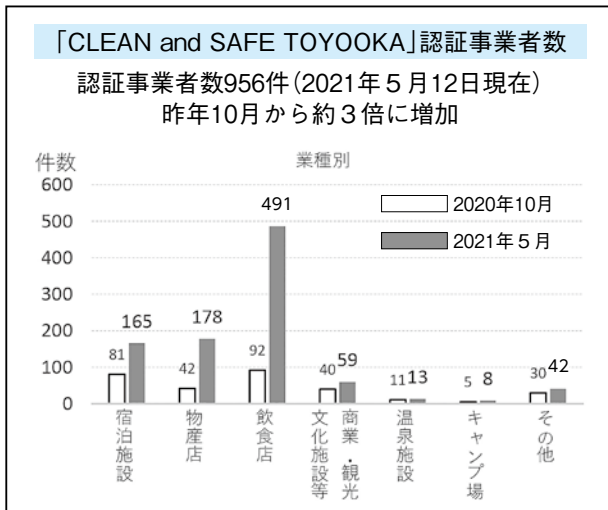
ポスター掲出のお店や宿泊施設は感染症対策が図られています

クリーン アンド セーフ トヨオカ 「CLEAN and SAFE TOYOOKA」

新型コロナウイルス感染症対策に取り組む事業者の認証制度「CLEAN and SAFE TOYOOKA」を2020年8月から始めています。これは、施設の衛生管理や従業員の感染防止など感染症対策に取り組む事業所を第三者が認証する制度です。

そのため、ロゴ入りのポスターが掲出されている飲食店、宿泊施設、物産店などは感染症対策が講じられており、安心して利用できます。

認証事業者の一覧を随時ウェブサイトを更新していますので確認してください。



◆事業者の皆さんへ

未認証の事業者はぜひ登録を

ぜひ認証登録してください。認証事業者が増えることは、従業員や地元にとっても安全であることにつながります。

認証済みの事業者は感染症対策の徹底を

改めて認証チェック項目の感染症対策を徹底してください。実際に対策ができているかどうか、当事務局の職員が、認証施設に実地調査を行っています。

認証制度の実施要項、提出用チェックシートは、下記二次元コードから確認できます。



認証制度のご案内



認証事業者一覧

《問合せ》CLEAN and SAFE TOYOOKA

委員会事務局

一般社団法人豊岡観光イノベーション

☎21-9002

メール info@toyooka-tourism.com



新型コロナウイルスに感染した人への思いやりを

退院者などは他人に感染させることはない

県内の新型コロナウイルス感染者数は、3月末から拡大し、第4波に入りました。

豊岡健康福祉事務所管内(豊岡市・香美町・新温泉町)においても、2021年4月26日現在、134人の感染者を確認しました。

しかし、病院が治療経験を積んできたこともあり、ほとんどの人は回復しています。

国内外の知見では、発熱等の症状が出てから7~10日程度経過すると、他の人に感染させる可能性は急激に低下します。病院を退院、宿泊施設を退所し自宅に帰った人が、他の人に感染させることはありません。

誰もが感染する恐れがあり、感染者に責任はない

新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があり、感染者に責任がある訳ではありません。

地域の皆さんは「心ないうわさ話」に惑わされることなく、回復された方々を温かく迎え入れていただきますようお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する相談は「発熱等受診・相談センター(豊岡健康福祉事務所) ☎26-3660」にお願いします。

※掲載している情報は編集時点(5月14日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。